

5月8日以降の児童生徒等(幼児児童生徒)の登校判断

令和5年5月8日現在

対象者	出席停止等の取扱い
新型コロナウイルス感染者	出席停止 <u>※発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快※1した後 1 日を経過するまでの期間</u> 発症後 10 日間を経過するまではマスクの着用を推奨します。
医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や 基礎疾患等がある児童生徒等が 感染予防のため欠席	校長が出席しなくてもよいと認めた日
何ら症状等がない児童生徒等が 「感染が不安」との理由で欠席する場合	

※1「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに熱が下がり、かつ、呼吸器症状（咳、咽頭痛、鼻水など）が改善傾向にあること。

- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をして登校せず自宅で休養することが重要です。取扱いについては欠席となります。ただし、オンライン学習を受けた場合は欠席扱いにはなりません。
- アレルギー疾患等による日常的な鼻水や、寒さによる鼻水等、いつもの体調と変わらないと判断できるものは、登校を控える必要はありません。
- 「出席停止」は、学校保健安全法に基づく「出席停止」。
「校長が出席しなくてもよいと認めた日」は、非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日。指導要録上、「欠席日数」とはせず「出席停止・忌引き等の日数」とします。
- 週休日や長期休業期間中に行われる部活動についても、同様の取り扱いとします。